

平成17年 9月16日
13:00~15:00
国交省11階特別会議室

第2回独立行政法人評価委員会 日本高速道路保有・債務返済機構分科会

議事次第(案)

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 中期目標(案)、中期計画(案)について
- (2) 業務方法書(案)について
- (3) 役員に対する報酬等の支給基準(案)について
- (4) 長期借入金計画(案)及び債券の発行計画(案)
について
- (5) 返済計画(案)について

3. 閉 会

第2回独立行政法人評価委員会 日本高速道路保有・債務返済機構分科会資料

目 次

		頁
1 . 中期目標（案）・中期計画（案）		
中期目標（案）・中期計画（案）対照表	資料1 -1	1
中期目標（案）	資料1 -2	16
中期計画（案）	資料1 -3	23
2 . 業務方法書（案）		
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構業務方法書(案)について		
	資料2 -1	35
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構業務方法書(案)		
	資料2 -2	36
3 . 役員に対する報酬等の支給基準（案）		
役員給与規程（案）・役員退職手当規程（案）概要	資料3 -1	42
役員給与規程（案）	資料3 -2	44
役員退職手当規程（案）	資料3 -3	48
4 . 長期借入金計画（案）及び債券の発行計画（案）		
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構長期借入金計画(案)		
	資料4 -1	51
日本高速道路保有・債務返済機構債券発行計画（案）	資料4 -2	52
5 . 返済計画（案）		
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構返済計画（案）		
	資料5	53

中期目標(案)・中期計画(案) 対照表

第1回分科会からの修正：下線 = 追加、取消線 = 削除

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p>	<p>(序文)</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成17年10月1日から平成22年3月31日までの期間における機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>
<p>(前文)</p> <p>高速道路網は、地域経済の自立、物流の効率化、都市再生、災害対応等の国土政策を実現する上で重要な基幹的インフラであり、<u>広く国民がその恩恵を享受しているとともに</u>、世代を越えて<u>長期間にわたり活用される使われる</u>国民の共有の財産である。道路関係四公団の民営化後においても、高速道路網が果たすべき役割は従来と変わるところはなく、<u>高速道路の利用促進や必要な高速道路網の拡充とともに</u>、<u>高速道路網並びにサービスエリア及びパーキングエリア</u>を活用した、活発な社会経済活動の促進や安全で豊かな暮らしの実現に向けた取組が期待されている。</p> <p>一般の道路関係四公団の民営化は、「40兆円に上る有利子債務を確実に返済すること」、「真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担の下で建設すること」、「民間ノウハウの發揮により、多様で弾力的な料金設定やサービスを提供すること」を実現することを<u>主たる目的とするものための手段</u>であり、公団民営化により設立される機構及び会社(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。))第1条に規定する会社をいう。以下同じ。)において、相互に連携、協力し、これらを具現化することが求められている。</p> <p>また、旧公団に対して、<u>鋼橋工事における談合問題をはじめ</u>高コスト体質である等の批判や指摘があったことを踏まえ、民営化に伴い設立される機構及び会社においては、業務運営に当たり最大限の効率化を図るとともに、経営状況、財務状況等の透明性を十分に確保することが望まれている。</p> <p>このような期待の下、機構は、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、</p>	<p>(前文)</p> <p><記述せず></p>

<p>債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設立されるものである。</p> <p>最初の中期目標の期間においては、こうした公団民営化の経緯や、公共性、透明性及び自主性を備え、業務をより適正かつ効率的に行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえるとともに、本中期目標に従って、会社と相互に連携、協力しつつ、高速道路事業の効率的で透明性の高い運営が行われ、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することをその基本目標とする。</p>	<p>中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 組織運営の効率化 機構は、道路関係四公団民営化の趣旨を踏まえ、必要最小限の組織として設立するものであり、その設立時において、組織運営の効率化に十分配慮したのとなっている。 機構設立後においては、独立行政法人として設立する趣旨を踏まえ、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 機構は、道路関係四公団民営化の趣旨を踏まえ、必要最小限の組織として設立されたもので、その設立時において、組織運営の効率化に十分配慮されたものとなっている。 その上で、独立行政法人として設立された趣旨を踏まえ、効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。 このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>
<p>2 業務リスクの管理 会社との協定（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 400 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定をいう。以下同じ。）の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見直しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸</p>	<p>2 業務リスクの管理 機構が、社会経済情勢の変化に機動的に対応し、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、会社（高速道路株式会社（平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）による新設、改築等に伴う債務の返済等の業務を適切に実施するためには、的確な業務リスクの管理を行うことが必要であり、そのために以下の取組を徹底する。 会社との協定（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16</p>

<p>付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けるところとなる債務の限度額等を定めること。</p> <p>債務返済の見通しについて、常時、できる限り定量的に把握し、適切な債務の残高の管理に努めること。</p> <p>また、おおむね5年ごとに、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）</u>第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。</p>	<p><u>年法律第100号。以下「法」という。）</u>第13条第1項に規定する協定をいう。</p> <p><u>以下同じ。）</u>の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、<u>経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、</u>高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けるところとなる債務の限度額等を定める。</p> <p>金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。</p> <p>また、おおむね5年ごとに、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）</u>第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けるところとなる債務の限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。</p> <p>なお、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>債務返済に係る借換資金の安定的確保や金利コストの低減のため、調達の多様化など、適切な措置を講ずる。</p>
<p>3 業務コストの縮減</p> <p>機構は、必要最小限の組織として設立するものであるが、設立後においても、業務運営全体の効率化を図り、業務コストを縮減すること。このうち、一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、<u>中期目標期間の最終年度において、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算し</u></p>	<p>3 業務コストの縮減</p> <p>外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、市中金利の動向を踏まえた上で安定的に低利での資金調達を行うことにより、業務コストを可能な限り縮減する。このうち、一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、中期目標期間の最終年度において、平成</p>

たに2を乗じた額と比較して4%を上回る削減を達成することを上回らないこと。

17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した(一円)に2を乗じた額と比較して4%を上回る削減を行うを上回らないよう抑制する。

4 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びにや債務の返済状況について、積極的な情報公開の開示を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しては、積極的な情報開示を促すこと。

また、広く国民に効果的かつ効果的に情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。

4 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、次に掲げる取組を実施することにより、積極的な情報公開を行う広報及び情報公開機能を強化する。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努める。さらに、会社に対しては、積極的な情報開示を促す。

財務内容の公開

財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等を積極的に公開するの公開に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し、国民に機構の財務状況を提供できる環境を整備する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。

また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。

資産の保有及び貸付状況の公開

機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を記載した台帳(以下「道路資産台帳」という。)に記載する情報について、国民に提供できる環境を整備する。

債務の返済状況の公開

債務返済の計画と実績の対等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。

債務返済の見通しの根拠の公開

協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。

費用の縮減状況等の公開

高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。

— 評価及び監査に関する事項

年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、財務諸表等と併せて各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、

	<p>ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> — ホームページ等の充実 ホームページを活用して上記 及び から の情報の提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載する。を行うほか、また、ホームページをその他重要な情報の提供手段として位置付け、内容を充実し、利用者にとって価値のある情報の提供を行う。なお、英語版についても公開し、可能な限り迅速な更新に努める。これらの取組を通じ、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期間終了前1年月間でのアクセス件数を、中期目標期間開始後1年月間と対比して1.0%以上増加させる一倍とする。 — 業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。
<p>5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。</p>	<p>5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。</p>

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
<p>機構は、<u>協定に基づき、会社と連携協力しつつ</u>、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、<u>国民が良好な高速道路網を活用できるよう</u>、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを。</p>	<p>機構は、<u>協定に基づき、会社と連携協力しつつ</u>、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、<u>国民が良好な高速道路網を活用できるよう</u>、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する。</p>
<p>1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け</p> <p>機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握すること。</p> <p>機構は、貸し付けた道路資産が<u>適切に常時良好な状態に保たれるように維持し、修繕されるよう</u>、<u>管理の実施状況の確認等を行う適切な措置を講ずること</u>。</p>	<p>1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け</p> <p><u>道路資産台帳保有する高速道路に係る道路資産の内容を記載した台帳を作成し、これを適切に常時更新することにより、機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係るその道路資産の内容を適正に把握する。</u></p> <p>道路資産の貸付けに当たっては、会社が、その資産の<u>適切な保全に配慮しつつ</u>、<u>を適切に常時良好な状態に保つよう</u>に維持し、修繕することを十分に確認することとする。また、中期目標期間中、会社と、貸し付けた道路資産の維持、修繕その他の管理の実施状況について適切に連絡、確認を行う<u>とともに、情報公開に努める。</u></p>
<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の設立後45年以内に償うものとなるよう定めること。</p> <p>その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。</p> <p>機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施すること。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第5条第2項第6号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。） 阪神高速道路（道路会社法第5条第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債</p>	<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の設立後45年以内に償うものとなるよう定めること。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施することとし、機構の有利子債務残高について、中期目標期間の<u>期初時点における37.4兆円から期末時点において35.6兆円一円に減少させる（協定締結時に精査）。</u></p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第5条第2項第6号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。</p>

<p>務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受け受ける額(法第12条第1項第5号又は第6号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができ範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)にあっては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することし、各会社の返済の明確化を図ること。</p> <p>債務返済の見通しについて、常時、できる限り定量的に把握し、適切な管理の残高の管理に努めること。</p> <p>なお、暫定期間内においても、1)2)及び について留意し、債務の管理を適切に実施すること。</p>	<p>以下同じ。) 阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受け受ける額(法第12条第1項第5号又は第6号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができ範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)にあっては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>債務の返済に充当する道路資産の貸付料及び機構が収受する占有料その他の収入の確保を図り、一方で、低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの削減を進め、債務返済以外の支出を抑制することとする。これらを着実に実施することにより、債務の早期の確実な返済を図る。金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。</p> <p>なお、暫定期間内においても、1)2)及び について留意し、債務の管理等を適切に実施する。</p>
<p>3) 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け機構が会社から引き受け受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)のうち新設及び改築に係るものについては、協定において、供用予定区間を単位とすることを基本とし、適正な額を設定する。</p> <p>修繕に係る債務引受限度額を設定する場合は、修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、その単位ごとに適正な額</p>	<p>3) 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け機構が会社から引き受け受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)は、事業費の管理を適切に行うことができ範囲を単位として、適正な額を設定すること。</p> <p>債務引受限度額を見直す場合には、見直し前の額を基準に適正な額を設定すること。</p>

<p>をを設定する。 債務引受限度額を見直す場合には、見直し前の額を基準に、その算出の基礎となった工事の内容、物価又は金利等の条件の変動状況を考慮し、適正な額を設定する。 会社から債務を引き受ける際には、対象となる道路資産に対し、当該引受額が適正な額であることを十分に確認する。 道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施する。</p>	<p>機構が会社から引き受ける債務の額は、対象となる道路資産に対し、適正なものであること。 道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施すること。</p>
<p>4 政府若しくは出資地方公共団体から受けた出資金又は出資地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対して行う無利子貸付け（災害復旧に係るものを除く。）の貸付計画は、当該工事に係る事業の展開に際しては、貸付計画を作成し、協定においてこれを明示する。</p>	<p>4 政府若しくは出資地方公共団体から受けた出資金又は出資地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 機構が国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対して行う無利子貸付け（災害復旧に係るものを除く。）の貸付計画は、当該工事に係る事業の見通しを勘案の上、作成すること。</p>
<p>5 国又は出資地方公共団体から交付された補助金を財源とした、会社に対する災害復旧費用のための無利子貸付け 国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>5 国又は出資地方公共団体から交付された補助金を財源とした、会社に対する災害復旧費用のための無利子貸付け 機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>
<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組みが必要な助成 コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額要</p>	<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組みが必要な助成 コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に</p>

<p>要する費用の縮減を行うよう、会社に促す対して促すため、必要な助成を行う仕組みを整備すること。</p>	<p>する費用の縮減を行うよう促すため、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、会社に対して必要な助成を行う仕組みを定め、これを適正に運用する。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p>
<p>7 道路整備特別措置法に基づき道路管理者の権限の代行その他の業務 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき道路管理者の権限の代行その他の業務については、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。 また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。</p>	<p>7 道路整備特別措置法に基づき道路管理者の権限の代行その他の業務 措置法に基づき道路管理者の権限の代行その他の業務については、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なくと密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施する。 この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築する。 また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。 なお、また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p>
<p>8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空事業等に関する特別措置法に規定する業務 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空事業等に係る影響の軽減を図ること。</p>	<p>8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空事業等に関する特別措置法に規定する業務 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空事業等に係る影響の軽減を図る。 また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。 なお、また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p>
<p>9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 本州と四国を連絡する鉄道施設について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、適切に当該施設の管理を行うこと。</p>	<p>9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 本州と四国を連絡する鉄道施設（以下「本州四国連絡鉄道施設」という。）について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、本州四国連絡高速道路株式会社との協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため必要な当該施設の管理を行う。 本州四国連絡鉄道施設について災害が発生したときは、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、速やかな復旧を行う。</p>
<p>10 業務遂行に当たったる取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、 高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。</p>	<p>10 業務遂行に当たったる取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、 高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努める。</p>

<p>国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進</p> <p>業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。</p> <p>高速道路事業の総合的なコストの縮減</p> <p>協定の締結又は一見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。</p> <p><u>高速道路の利用促進</u></p> <p><u>債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。</u></p> <p><u>高速道路事業に関する新技術の開発等の促進</u></p> <p><u>費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促すこと。</u></p> <p>— 環境への配慮</p> <p>物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。</p> <p><u>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。</u></p> <p>— 危機管理</p> <p>会社及び関係機関等と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるための体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、及び伝達等に関する訓練を実施することにより、当該事態の発生時には迅速かつ的確な対応を図ること。</p>	<p>国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進</p> <p>国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。</p> <p>高速道路事業の総合的なコストの縮減</p> <p>協定の締結又は一見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。</p> <p><u>高速道路の利用促進</u></p> <p><u>債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。</u></p> <p><u>高速道路事業に関する新技術の開発等の促進</u></p> <p><u>費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促す。</u></p> <p>— 環境への配慮</p> <p>環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。</p> <p>なお、環境物品等の調達については、「<u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）</u>」に基づき行うこととし、中期目標期間における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものの（特定調達物品等）を 100%調達する。</p> <p><u>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</u></p> <p>— 危機管理</p> <p>地震、風水害、及び大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、会社及び関係行政機関等と協力して、防災業務計画等に基づき、迅速かつ的確な情報収集及び伝達等の措置を講ずる。</p> <p>また、会社及び関係行政機関等と連携し、当該事態を想定した訓練を年 1—2 回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参加訓練（不定時）等を適宜実施することにより、発災時に備える。</p>
<p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財務体質の強化</p>	<p>予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p>

<p>債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。</p>	<p>債務の早期の確実な返済を図るため、次の取組を実施する。 <u>協定の締結又は及び見直しに当たっては、業務の実施状況を勘案し、おおむね5年毎に協定の内容の検討を行い、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び、手法を用いてにより適切に把握するなど、社会経済情勢の変化等に的確に対応する。</u> <u>債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料は、機構債務の返済財源の大宗を占めることから、機構と会社の両者の合意に基づき協定の締結時及び機構に対する国土交通大臣の業務実施計画の認可時における審査過程等を通じ、適正性の審査を厳格に行うとともに、確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。</u> <u>業務運営全体の効率化を推進するとともに、国民負担の最小化を図るために、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、調達資金に係る金利コストを低減させるとともに、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制する。</u></p>
	2 予算（別表1のとおり）
	3 収支計画（別表2のとおり）
	4 資金計画（別表3のとおり）
	<p>短期借入金の限度額 <u>一時的な資金不足等に対処するため、対応し、又は運転資金として機動的に運用することにより金利の低減を図るための短期借入金の限度額は、単年度9,600億円とする。</u></p>
	<p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし</p>
	<p>剰余金の使途 剰余金は予定していない</p>
<p>その他業務運営に関する重要な事項 1 人事に関する事項 職員的能力及びと実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力の向上を図ること。 業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。</p>	<p>その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし 2 人事に関する計画 方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び、能力の養成に努める。 2) 定員の抑制に取り組みつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。</p>

人員に関する指標

発足時における常勤職員数を90人とし、~~これを~~中期目標期間中を通じてこれを上回らないよう人員を抑制する。

日本高速道路保有・債務返済機構中期計画の予算等(平成17年度～平成21年度)

【総表】

(注) 高速道路勘定については、暫定協定及び平成18年度概算要求に基づく暫定値である。

別表1 予算

区分	金額
収入	
業務収入	8,343,697
道路業務収入	8,338,893
鉄道業務収入	4,804
政府等出資金受入	646,200
政府等補助金受入	12,367
債券及び借入金	13,405,885
社会資本整備事業収入	6,986
業務外収入	29,462
計	22,444,597
支出	
債務返済費	21,911,062
東京湾横断道路償還金	278,277
無利子貸付金	298,479
経営努力助成金	2,972
業務管理費	12,953
高速道路管理費	7,712
鉄道施設管理費	5,241
一般管理費	11,181
人件費	5,123
物件費	6,058
業務外支出	424,627
計	22,939,551

【人件費の見積り】
 期間中総額4,431百万円を支出する。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
 (注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額
費用の部	7,142,024
経常費用	7,142,024
道路貸付業務費	3,966,904
助成業務費	2,832
鉄道施設利用業務費	48,241
一般管理費	10,898
人件費	5,127
経費	5,771
財務費用	3,062,002
道路資産取得関連費用	51,102
雑損	45
臨時損失	0
収益の部	7,990,419
経常収益	7,990,263
受取貸付料	7,924,398
占用料収入	7,024
連結料収入	10,714
受取施設利用料	4,470
その他の売上高	111
補助金等収益	88
資産戻見返債戻入	0
鉄道施設建設見返債戻入	43,200
財務収益	258
雑益	0
臨時利益	156
当期純利益	848,395
当期総利益	848,395

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額
資金支出	22,940,540
業務活動による支出	3,578,004
管理費支出	451,728
その他支出	3,126,276
投資活動による支出	298,479
財務活動による支出	19,063,063
次期中期目標期間への繰越金	994
資金収入	22,940,540
業務活動による収入	8,200,455
投資活動による収入	36,190
財務活動による収入	14,052,085
前期よりの繰越金	651,810

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団からのものを示す。

日本高速道路保有・債務返済機構中期計画の予算等(平成17年度～平成21年度)

[(高速道路勘定)]

(注) 高速道路勘定については、暫定協定及び平成18年度概算要求に基づき(暫定値である。)

別表1 予算

区分	金額 (単位:百万円)
収入	
業務収入	8,338,893
道路業務収入	8,338,893
政府等出資金受入	646,200
政府補助金受入	12,279
債券及び借入金	13,405,885
社会資本整備事業収入	6,986
業務外収入	29,204
計	22,439,447
支出	
債務返済費	21,911,062
東京湾横断道路償還金	278,277
無利子貸付金	298,479
経営努力助成金	2,972
業務管理費	7,712
高速道路管理費	7,712
一般管理費	11,139
人件費	5,104
物件費	6,035
業務外支出	424,627
計	22,934,268

【人件費の見積り】
期間中総額4,415百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額 (単位:百万円)
費用の部	7,093,741
経常費用	7,093,741
道路貸付業務費	3,966,904
助成業務費	2,832
一般管理費	10,856
人件費	5,108
経費	5,748
財務費用	3,062,002
道路資産取得関連費用	51,102
雑損	45
臨時損失	0
収益の部	7,942,136
経常収益	7,942,136
受取貸付料	7,924,398
占用料収入	7,024
連結料収入	10,714
その他の売上高	0
補助金等収益	0
資産見返負債戻入	0
財務収益	0
雑益	0
臨時利益	0
当期純利益	848,395
当期総利益	848,395

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額 (単位:百万円)
資金支出	22,934,263
業務活動による支出	3,572,721
管理費支出	446,445
その他支出	3,126,276
投資活動による支出	298,479
財務活動による支出	19,063,063
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	22,934,263
業務活動による収入	8,195,172
投資活動による収入	36,190
財務活動による収入	14,052,085
前期よりの繰越金	650,816

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡公団からのものを示す。

日本高速道路保有・債務返済機構中期計画の予算等(平成17年度～平成21年度)

【鉄道勘定】

別表1 予算

区分	金額
収入	
業務収入	4,804
鉄道業務収入	4,804
政府等補助金受入	88
業務外収入	258
計	5,150
支出	
業務管理費	0
鉄道施設管理費	5,241
一般管理費	5,241
人件費	42
物件費	19
業務外支出	23
計	0

〔人件費の見積り〕
 期間中総額16百万円を支出する。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
 (注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額
費用の部	
経常費用	48,283
鉄道施設利用業務費	48,283
一般管理費	48,241
人件費	42
経費	19
財務費用	23
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	48,283
受取施設利用料	48,127
その他の売上高	4,470
補助金等収益	111
資産見返負債戻入	88
鉄道施設建設見返債務戻入	0
財務収益	43,200
雑益	258
臨時利益	0
当期純利益	156
当期総利益	0

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	6,277
管理費支出	5,283
その他支出	5,283
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	994
資金収入	
業務活動による収入	6,277
投資活動による収入	5,283
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	994

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は本州四国連絡橋公団からのものを示す。

中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

高速道路網は、地域経済の自立、物流の効率化、都市再生、災害対応等の国土政策を実現する上で重要な基幹的インフラであり、広く国民がその恩恵を享受しているとともに、世代を越えて長期間にわたり活用される国民の共有の財産である。道路関係四公団の民営化後においても、高速道路網が果たすべき役割は従来と変わるところはなく、高速道路の利用促進や必要な高速道路網の拡充とともに、高速道路網並びにサービスエリア及びパーキングエリアを活用した、活発な社会経済活動の促進や安全で豊かな暮らしの実現に向けた取組が期待されている。

今般の道路関係四公団の民営化は、「40 兆円に上る有利子債務を確実に返済すること」、「真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担の下で建設すること」、「民間ノウハウの発揮により、多様で弾力的な料金設定やサービスを提供すること」を実現することを主たる目的とするものであり、公団民営化により設立される機構及び会社（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）においては、相互に連携、協力し、これらを具現化することが求められている。

また、旧公団に対して、鋼橋工事における談合問題をはじめ高コスト体質である等の批判や指摘があったことを踏まえ、民営化に伴い設立される機構及び会社においては、業務運営に当たり最大限の効率化を図るとともに、経営状況、財務状況等の透明性を十分に確保することが望まれている。

このような期待の下、機構は、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設立されるものである。

最初の中期目標の期間においては、こうした公団民営化の経緯や、公共性、透明性及び自主性を備え、業務をより適正かつ効率的に行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえるとともに、本中期目標に従って、会社と相互に連携、協力しつつ、高速道路事業の効率的で透明性の高い運営が行われ、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することをその基本目標とする。

中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

業務運営の効率化に関する事項

1 組織運営の効率化

機構は、道路関係四公団民営化の趣旨を踏まえ、必要最小限の組織として設立するものであり、その設立時において、組織運営の効率化に十分配慮したものとなっている。

機構設立後においては、独立行政法人として設立する趣旨を踏まえ、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

2 業務リスクの管理

会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定めること。

債務返済の見通しについて、常時、できる限り定量的に把握し、適切な債務の残高の管理に努めること。

また、おおむね 5 年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

3 業務コストの縮減

機構は、必要最小限の組織として設立するものであるが、設立後においても、業務運営全体の効率化を図り、業務コストを縮減すること。このうち、一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、中期目標期間の最終年度において、平成 17 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額と比較して 4 % を上回る削減を

達成すること。

4 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。

また、広く国民に効率的かつ効果的に情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。

5 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する目的を達成すること。

1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け

機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握すること。

機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように維持し、修繕されるよう、管理の実施状況の確認等を行うこと。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償うものとなるよう定めること。

その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。

機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施すること。

1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 6 号に定

める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。

- 2) 首都高速道路(道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)、阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
 - 3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額(法第12条第1項第5号又は第6号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。
 - 4) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。
 - 5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。
- 債務返済の見通しについて、常時、できる限り定量的に把握し、適切な債務の残高の管理に努めること。

なお、暫定期間内においても、1)2)及び について留意し、債務の管理を適切に実施すること。

3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け

機構が会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定すること。

債務引受限度額を見直す場合には、見直し前の額を基準に適正な額を設定すること。機構が会社から引き受ける債務の額は、対象となる道路資産に対し、適正なものであ

ること。

道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施すること。

4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

機構が国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを整備すること。

7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。

また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。

8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和 56 年法律第 72 号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること。

9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、適切に当該施設の管理を行うこと。

10 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。

国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。

高速道路事業の総合的なコストの縮減

協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。

高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。

高速道路事業に関する新技術の開発等の促進

費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促すこと。

環境への配慮

物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。

危機管理

会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるための体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施することにより、当該事態の発生時には迅速かつ的確な対応を図ること。

財務内容の改善に関する事項

1 財務体質の強化

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。

その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力の向上を図ること。

業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。

中期計画（案）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

機構は、道路関係四公団民営化の趣旨を踏まえ、必要最小限の組織として設立されたもので、その設立時において、組織運営の効率化に十分配慮されたものとなっている。

その上で、独立行政法人として設立された趣旨を踏まえ、効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。

このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。

法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備
社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備

2 業務リスクの管理

機構が、社会経済情勢の変化に機動的に対応し、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、会社（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）による新設、改築等に伴う債務の返済等の業務を適切に実施するためには、的確な業務リスクの管理を行うことが必要であり、そのために以下の取組を徹底する。

会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。

金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的

に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。

また、おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。

なお、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。

債務返済に係る借換資金の安定的確保や金利コストの低減のため、調達が多様化など、適切な措置を講ずる。

3 業務コストの縮減

外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、市中金利の動向を踏まえた上で安定的に低利での資金調達を行うことにより、業務コストを可能な限り縮減する。このうち、一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、中期目標期間の最終年度において、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額と比較して4%を上回る削減を行う。

4 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、次に掲げる取組を実施することにより、積極的な情報公開を行う。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努める。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促す。

財務内容の公開

財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。

また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。
資産の保有及び貸付状況の公開

機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を記載した台帳（以下「道路資産台帳」という。）に記載する情報について、国民に提供できる環境を整備する。

債務の返済状況の公開

債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。

債務返済の見通しの根拠の公開

協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。

費用の縮減状況等の公開

高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。

また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。

評価及び監査に関する事項

年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。

ホームページ等の充実

上記 から の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載する。また、ホームページをその他重要な情報の提供手段として位置付け、内容を充実し、利用者にとって価値のある情報の提供を行う。なお、英語版についても公開し、可能な限り迅速な更新に努める。これらの取組を通じ、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期間終了前1年間でのアクセス件数を、中期目標期間開始後1年間と対比して10%以上増加させる。

業務パンフレット等による広報

機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。

5 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する。

1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け

道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握する。

道路資産の貸付けに当たっては、会社が、その資産の適切な保全に配慮しつつ、適切に良好な状態に保つように維持し、修繕することを十分に確認することとする。また、中期目標期間中、会社と、貸し付けた道路資産の維持、修繕その他の管理の実施状況について適切に連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

会社と締結する協定においては、次のとおりとする。

会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償うものとなるよう定める。

また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。

承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施することとし、機構の有利子債務残高について、中期目標期間の期初時点における 37.4 兆円から期末時点において 35.6 兆円に減少させる（協定締結時に精査）。

- 1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 6 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
- 2) 首都高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 2 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）、阪神高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 5 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。

- 3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第6号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。
- 4) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。
- 5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。

債務の返済に充当する道路資産の貸付料及び機構が収受する占用料その他の収入の確保を図り、一方で、低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制することとする。これらを着実に実施することにより、債務の早期の確実な返済を図る。

金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。

なお、暫定期間内においても、1)2)、及びについて留意し、債務の管理等を適切に実施する。

3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け

会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）のうち新設及び改築に係るものについては、協定において、供用予定区間を単位とすることを基本とし、適正な額を設定する。

修繕に係る債務引受限度額を設定する場合は、修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、その単位ごとに適正な額を設定する。

債務引受限度額を見直す場合には、見直し前の額を基準に、その算出の基礎となった工事の内容、物価又は金利等の条件の変動状況を考慮し、適正な額を設定する。

会社から債務を引き受ける際には、対象となる道路資産に対し、当該引受額が適正な額であることを十分に確認する。

道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施する。

4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸

付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額の縮減を行うよう、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、会社に対して助成を行う仕組みを定め、これを適正に運用する。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。

7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築する。

また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。

なお、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。

8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和 56 年法律第 72 号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図る。

9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設（以下「本州四国連絡鉄道施設」という。）について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため必要な当該施設の管理を行う。

本州四国連絡鉄道施設について災害が発生したときは、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、速やかな復旧を行う。

10 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努める。

国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。

高速道路事業の総合的なコストの縮減

協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。

高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。

高速道路事業に関する新技術の開発等の促進

費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促す。

環境への配慮

環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。

なお、環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する

法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を 100% 調達する。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。

危機管理

地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、会社及び関係行政機関と協力して、防災業務計画等に基づき、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。

また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を年 1 回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）等を適宜実施することにより、発災時に備える。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1 財務体質の強化

債務の早期の確実な返済を図るため、次の取組を実施する。

協定の締結又は見直しに当たっては、業務の実施状況を勘案し、おおむね 5 年毎に協定の内容の検討を行い、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握するなど、社会情勢の変化等に的確に対応する。

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料は機構債務の返済財源の大宗を占めることから、機構と会社の両者の合意に基づく協定の締結時及び機構に対する国土交通大臣の業務実施計画の認可時における審査過程等を通じ、適正性の審査を厳格に行うとともに、確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。

業務運営全体の効率化を推進するとともに、国民負担の最小化を図るために、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、調達資金に係る金利コストを低減させるとともに、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制する。

2 予算（別表 1 のとおり）

3 収支計画（別表 2 のとおり）

4 資金計画（別表 3 のとおり）

短期借入金の限度額

一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

剰余金の使途

剰余金は予定していない

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

該当なし

2 人事に関する計画

方針

- 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。
- 2) 定員の抑制に取り組みつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。

人員に関する指標

発足時における常勤職員数を 90 人とし、中期目標期間中を通じてこれを上回らないよう人員を抑制する。

日本高速道路保有・債務返済機構中期計画の予算等(平成17年度～平成21年度)

【総表】

(注) 高速道路勘定については、暫定協定及び平成18年度概算要求に基づく暫定値である。

別表1 予算

区分	金額
収入	
業務収入	8,343,697
道路業務収入	8,338,893
鉄道業務収入	4,804
政府等出資金受入	646,200
政府等補助金受入	12,367
債券及び借入金	13,405,885
社会資本整備事業収入	6,986
業務外収入	29,462
計	22,444,597
支出	
債務返済費	21,911,062
東京湾横断道路償還金	278,277
無利子貸付金	298,479
経営努力助成金	2,972
業務管理費	12,953
高速道路管理費	7,712
鉄道施設管理費	5,241
一般管理費	11,181
人件費	5,123
物件費	6,058
業務外支出	424,627
計	22,939,551

【人件費の見積り】
期間中総額4,431百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額
費用の部	7,142,024
経常費用	7,142,024
道路貸付業務費	3,966,904
助成業務費	2,832
鉄道施設利用業務費	48,241
一般管理費	10,898
人件費	5,127
経費	5,771
財務費用	3,062,002
道路資産取得関連費用	51,102
雑損	45
臨時損失	0
収益の部	7,990,419
経常収益	7,990,263
受取貸付料	7,924,398
占用料収入	7,024
連結料収入	10,714
受取施設利用料	4,470
その他の売上高	111
補助金等収益	88
資産員返負戻入	0
鉄道施設建設見返債務戻入	43,200
財務収益	258
雑益	0
臨時利益	156
当期純利益	848,395
当期総利益	848,395

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額
資金支出	22,940,540
業務活動による支出	3,578,004
管理費支出	451,728
その他支出	3,126,276
投資活動による支出	298,479
財務活動による支出	19,063,063
次期中期目標期間への繰越金	994
資金収入	22,940,540
業務活動による収入	8,200,455
投資活動による収入	36,190
財務活動による収入	14,052,085
前期よりの繰越金	651,810

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団からのものを示す。

日本高速道路保有・債務返済機構中期計画の予算等(平成17年度～平成21年度)

[(高速道路勘定)]

(注) 高速道路勘定については、暫定協定及び平成18年度概算要求に基づき(暫定値である。)

別表1 予算

区分	金額 (単位:百万円)
収入	
業務収入	8,338,893
道路業務収入	8,338,893
政府等出資金受入	646,200
政府補助金受入	12,279
債券及び借入金	13,405,885
社会資本整備事業収入	6,986
業務外収入	29,204
計	22,439,447
支出	
債務返済費	21,911,062
東京湾横断道路償還金	278,277
無利子貸付金	298,479
経営努力助成金	2,972
業務管理費	7,712
高速道路管理費	7,712
一般管理費	11,139
人件費	5,104
物件費	6,035
業務外支出	424,627
計	22,934,268

【人件費の見積り】
期間中総額4,415百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額 (単位:百万円)
費用の部	
経常費用	7,093,741
道路貸付業務費	7,093,741
助成業務費	3,966,904
一般管理費	2,832
人件費	10,856
経費	5,108
財務費用	5,748
道路資産取得関連費用	3,062,002
雑損	51,102
臨時損失	45
収益の部	
経常収益	7,942,136
受取貸付料	7,942,136
占用料収入	7,924,398
連結料収入	7,024
その他の売上高	10,714
補助金等収益	0
資産見返負債戻入	0
財務収益	0
雑益	0
臨時利益	0
当期純利益	848,395
当期総利益	848,395

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額 (単位:百万円)
資金支出	
業務活動による支出	22,934,263
管理費支出	3,572,721
その他支出	446,445
投資活動による支出	3,126,276
財務活動による支出	298,479
次期中期目標期間への繰越金	19,063,063
0	0
資金収入	
業務活動による収入	22,934,263
投資活動による収入	8,195,172
財務活動による収入	36,190
前期よりの繰越金	14,052,085
650,816	650,816

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡公団からのものを示す。

日本高速道路保有・債務返済機構中期計画の予算等(平成17年度～平成21年度)

【鉄道勘定】

別表1 予算

区分	金額
収入	
業務収入	4,804
鉄道業務収入	4,804
政府等補助金受入	88
業務外収入	258
計	5,150
支出	
業務管理費	0
鉄道施設管理費	5,241
一般管理費	5,241
人件費	42
物件費	19
業務外支出	23
計	0

〔人件費の見積り〕
 期間中総額16百万円を支出する。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
 (注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額
費用の部	
経常費用	48,283
鉄道施設利用業務費	48,283
一般管理費	48,241
人件費	42
経費	19
財務費用	23
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	48,283
受取施設利用料	48,127
その他の売上高	4,470
補助金等収益	111
資産見返負債戻入	88
鉄道施設建設見返債務戻入	0
財務収益	43,200
雑益	258
臨時利益	0
当期純利益	156
当期総利益	0

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	6,277
管理費支出	5,283
その他支出	5,283
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	994
資金収入	
業務活動による収入	6,277
投資活動による収入	5,283
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	994

(注1) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は本州四国連絡橋公団からのものを示す。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構業務方法書（案）について

1 業務方法書の考え方

(1) 独立行政法人通則法第 28 条に基づき

独立行政法人が業務の開始にあたって作成
 主務大臣の認可が必要
 主務大臣の認可にあたって独立行政法人評価委員会の意見を聴取
 独立行政法人は認可後、遅滞なく業務方法書を公表

(2) 独立行政法人の適正な業務運営に資するため、独立行政法人が業務を実施する際に必要な基本的事項を定めるもの。

2 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構業務方法書（案）の内容

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の規定により、各業務の実施方法に係る基本的事項、業務委託の基準、競争入札その他契約に関する基本的事項、その他機構の業務の執行に関して必要な事項を規定。

- 第 1 章 総則 ... 業務運営の基本方針
 ・ 中期目標に基づく適切かつ効率的運営
 ・ 国、出資地方公共団体、会社との密接な連携 等
- 第 2 章 業務の方法に関する事項 ...
 ・ 道路資産の保有・貸付け
 ・ 債務の早期の確実な返済
 ・ 会社からの債務の引受け
 ・ 会社に対する無利子貸付け
 ・ 道路管理者の権限代行 等
- 第 3 章 業務委託の基準等 ...
 ・ 業務委託の対象、委託契約に関すること 等
- 第 4 章 競争入札その他契約に関する基本的事項 ...
 ・ 契約の方法(一般競争、指名競争、随意契約)、落札者の決定
- 第 5 章 その他必要な事項
- 附 則

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構業務方法書（案）

平成 年 月 日

日本高速道路保有・債務返済機構規程 第 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 業務の方法に関する事項（第 3 条 - 第 1 5 条）
- 第 3 章 業務委託の基準等（第 1 6 条 - 第 1 8 条）
- 第 4 章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第 1 9 条）
- 第 5 章 その他必要な事項（第 2 0 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号。以下「通則法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 1 6 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 4 条の目的を達成するため、通則法第 2 9 条第 1 項の規定により主務大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

2 機構は、その行う業務の公共性にかんがみ、国及び出資地方公共団体並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）と密接な連携を図るものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

(高速道路に係る道路資産の保有、貸付け)

第3条 機構は、保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を記載した台帳を作成し、これを更新することにより、その道路資産の内容を把握するものとする。

第4条 機構は、道路資産の貸付けに当たっては、会社が、その資産を良好な状態に保つように維持し、修繕することを確認することとする。

2 機構は、毎年度、会社より、貸し付けた道路資産の維持、修繕その他の管理の実施状況について報告を受け、又は、必要に応じて、実地に確認を行うものとする。

第5条 機構は、道路資産が機構に帰属した日から、当該道路資産を会社に対し貸し付けるものとする。

2 会社に対する道路資産の貸付けに係る毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。

3 貸付料は、機構が発行する支払請求書に基づき、会社から、分割して定期に納入させることができるものとする。

(承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済)

第6条 機構は、道路資産の貸付料収入等の業務活動による収入の確保を図り、一方で、業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制することとし、これらの実施により、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を図るものとする。

(会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け)

第7条 会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)のうち新設及び改築に係るものについては、協定において、供用予定区間を単位とすることを基本とし、工事予算の内訳を精査した上で、設定するものとする。

2 修繕に係る債務引受限度額を設定する場合は、修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、その単位ごとに設定するものとする。

3 機構が、会社から債務を引き受ける際には、対象となる道路資産に対し、当該引受け額が適正な額であることを、債務引受限度額の設定時の工事予算の内訳と照合すること等により確認するとともに、当該引受けに係る債務目録と金銭消費貸借契約書(写)、社債原簿(写)その他証書類の照合を行うものとする。

4 道路資産が機構に帰属する場合には、機構は、当該道路資産の内容を、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）により確認するものとする。特に必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うものとする。

5 機構は、前2項の規定により、会社から引き受ける債務及び機構に帰属する道路資産について適正なものであることを確認し、会社から当該債務を引き受けるものとする。

6 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第51条第3項に規定する道路資産帰属計画は、新設又は改築が長期にわたり、工事完了前においても道路資産の一部を機構に帰属することが可能な状態である場合において、その帰属の必要が生じたときに、道路資産を帰属する適切な規模を単位として策定するものとする。

7 機構は、会社が高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号に規定する事業（機構が資産を引き受けるものに限る。）並びに当該事業に係る第6号に規定する事業のために資金の借入れを行うに当たり、金融市場における取引慣行等に則り当該借入れに係る債務の引受けに関して必要な事項について、会社と確認を行うことができる。

8 機構は、機構法第15条第1項に規定する債務の引受けについて、その具体的手続き等を会社と協議し定めることができる。

（会社に対する無利子貸付け）

第8条 機構は、法第12条第1項第4号から第6号までの業務を行うに当たり、政府若しくは首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から出資金を受け、又は国若しくは当該出資地方公共団体から補助金を交付されたときは、会社に対し、当該出資金又は補助金に相当する額の全部を無利子貸付金として貸し付けるものとする。

第9条 機構は、法第12条第1項第4号から第6号までの無利子貸付けを行うに当たっては、あらかじめ、無利子貸付金の貸付けに必要な事項を定めた貸付要綱を定め、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更するときも、同様とする。

（高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な仕組み）

第10条 機構は、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を促すため、協定において、必要な仕組みを定めるものとする。

（道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務）

第11条 機構は、措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務については、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ実施するものとする。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務)

第12条 機構は、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号。以下この条において「特別措置法」という。)第5条第1項又は第6条第1項の規定による認定を受けた者(関連事業を営む者及び本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令(昭和56年政令第316号)第2条に定める者を除く。)で海上運送法(昭和24年法律第187号)の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従って事業規模の縮小等を行ったものに対し、一般国道である本州四国連絡橋(以下この条において「国道橋」という。)の供用に伴うものについて、特別措置法第10条の規定に基づき、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を交付するものとする。

2 機構は、特別措置法第4条第2項に定める指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者(以下この項において「特定事業主」という。)に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるものの退職金の支払に係る資金の確保を図るため、国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、特別措置法第15条第1項の規定に基づき、特定事業主と退職金支払確保契約を締結し、これに関する業務を行うものとする。

(本州四国連絡鉄道施設の管理)

第13条 機構は、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため必要な本州と四国を連絡する鉄道施設(以下「本州四国連絡鉄道施設」という。)の管理を行うものとする。

2 機構は、本州四国連絡鉄道施設について災害が発生したときは、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、速やかな復旧を行うものとする。

(本州四国連絡鉄道施設の利用料の收受方法)

第14条 機構が法第12条第2項第2号の規定により本州四国連絡鉄道施設を利用させる場合における利用料は、分割して定期に納入させることができるものとする。

(危機管理)

第15条 機構は、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合に備え、会社等と協力して、当該事態の発生による影響を最小限度にとどめるよう対処するための対策マニュアルを定めるものとする。

第3章 業務委託の基準等

(業務委託の基準)

第16条 機構は、自ら実施することが効率的でないとする場合には、国若しくは地方公共団体若しくは会社又はこれらの者以外の者で機構がその能力等を勘案して適当と認めるものに次の各号に掲げる業務を委託することができる。

- 一 本州四国連絡鉄道施設の管理
- 二 業務上必要な調査及び研究
- 三 その他機構の業務の遂行上委託することが適当であると認める業務

2 機構は、前項の規定により業務の委託をする場合には、その業務に要する費用を負担するものとする。

(委託契約の締結等)

第17条 機構は、前条の規定により業務を他に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けようとする者と当該業務の委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 委託業務の名称及び契約金額
- 二 委託業務の目的及び内容
- 三 委託業務の場所
- 四 委託業務の開始及び終了の時期
- 五 契約金額の支払の時期及び方法に関する事項
- 六 契約の変更に関する事項
- 七 その他必要と認められる事項

(高速自動車国道の通行者の利便に供するための施設等との連結による費用負担)

第18条 措置法第8条第1項第3号の規定に基づき、機構が、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号又は第3号に掲げる施設で同法第11条の2第2項第3号に該当するものについて、同条第1項の連結許可及び同条第5項の許可に係る国土交通大臣の権限を代わって行う場合にあっては、当該施設の連結又は構造についての変更に伴い高速自動車国道の区域内において必要となる工事に要する費用は、措置法第40条において適用する道路法（昭和27年法律第180号）第57条又は第62条の規定に基づき、当該連結許可を受けた者に負担させるものとする。

2 措置法第8条第1項第26号の規定に基づき、機構が、道路法第48条の4第2号又は第3号に掲げる施設で同法第48条の5第2項第2号に該当するものについて、同条第1項の連結許可及び同条第3項の許可に係る自動車専用道路（道路法第48条の4に規

定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)の道路管理者の権限を代わって行う場合にあっては、当該施設の連結又は構造についての変更に伴い自動車専用道路の区域内において必要となる工事に要する費用は、措置法第40条において適用する道路法第57条又は第62条の規定に基づき、当該連結許可を受けた者に負担させるものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第19条 機構における契約は、公示して申し込みさせることにより、一般競争に付するものとする。ただし、業務運営上特に必要がある場合その他別に定めがある場合は、指名競争又は随意契約の方法によることができる。

第5章 その他必要な事項

(その他の業務の方法)

第20条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成17年10月1日から施行する。

(案)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程(案)[概要]

1 給与の種類

役員の給与は、本給、特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とする。

2 本給(月給)

理事長	1,226,000	円
理事長代理	1,007,000	円
理事	911,000	円
監事	824,000	円

3 特別調整手当

一般職の職員の給与に関する法律(以下「一般職給与法」という。)に準じ、本給に100分の12(東京都特別区に在勤する役員)を乗じて得た額とする。

4 通勤手当、単身赴任手当

一般職給与法に規定する支給要件、支給額とする。

5 特別手当

支給算式は国家公務員指定職に準じている。

$$\text{特別手当} = (\text{本給} + \text{特別調整手当} + \text{管理職加算額相当} + \text{役職段階加算額相当}) \\ \times \text{期別支給割合} \times \text{在職期間割合} \times \text{評価支給割合}$$

$$\text{管理職加算額相当} = \text{本給} \times 25\%$$

$$\text{役職段階加算額相当} = (\text{本給} + \text{特別調整手当}) \times 20\%$$

$$\text{期別支給割合} : \begin{array}{ll} \text{夏期} & 1.6 \\ \text{年末} & 1.7 \end{array}$$

評価支給割合 : 国土交通省の独立行政法人評価委員会が行う各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果を勘案し、当該役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

1 退職手当の支給

役員が退職し、解任され、又は死亡したときに支給する。

2 退職手当の額

在職1月につき、退職の日における本給月額に、100分の12.5及び国土交通省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率（0.0～2.0）を乗じて得た額とする。役職を異にした場合は、異なる役職ごとの本給額に100分の12.5及び業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

3 退職手当の支給時期

退職手当は、評価委員会が業績勘案率を決定した日以降速やかに支給する。

退職した年度の業績評価は翌年度に決定するものであり、退職日から業績勘案率の決定まで期間を要することから、退職時点では、暫定的な業績勘案率を基に算出する退職手当を支給することができる。

この場合、業績勘案率の決定後支払う退職手当の額と既支給額との差額を精算する。

4 在職期間の計算

任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

5 再任等の場合の取扱い

任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者は、退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程（案）

平成 年 月 日

日本高速道路保有・債務返済機構規程 第 号

（総則）

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

（給与）

第 2 条 役員の給与は、本給、特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とする。

（給与の支給定日及び支給方法）

第 3 条 役員の給与（通勤手当及び特別手当を除く。）の支給定日は、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、第 10 条に規定する特別手当を支給する月にあっては、その都度別に定める日とすることができる。

2 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。

（本給）

第 4 条 役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

一 理事長	1,226,000 円
二 理事長代理	1,007,000 円
三 理事	911,000 円
四 監事	824,000 円

（特別調整手当）

第 5 条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 11 条の 3 の規定に準じて、役員に対し、支給する。

2 特別調整手当の月額は、本給に 100 分の 12 の支給割合を乗じて得た額とする。

（新たに役員に任命された者の本給及び特別調整手当）

第 6 条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対するその者が役員に任命された日の属する月分の本給及び特別調整手当については、それぞれ第 3 条及び第 4 条に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が

役員に任命された日から当該月の末日までの土曜日及び日曜日以外の数を乗じて得た額を支給する。

(役員を退職し、又は解任された者の本給及び特別調整手当)

第7条 月の末日以外の日において役員を退職し、又は解任された者に対するその者が役員を退職し、又は解任された日の属する月分の本給及び特別調整手当については、それぞれ第3条及び第4条に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、当該月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

2 月の末日以外の日において死亡した役員に対するその者が死亡した日の属する月分の本給及び特別調整手当については、第3条及び第4条に規定する額の全額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第4項の規定を準用する。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2の規定に準じ支給する。

2 職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であったものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に前項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員については、同項の規定に準じ単身赴任手当を支給する。任期満了の日若しくはその翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に同項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員についても同様とする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条の2第3項の規定を準用する。

(特別手当)

第 10 条 特別手当は、原則として、毎年夏季及び年末において、別に定める日に支給する。

2 特別手当の額は、それぞれ別に定める基準日現在において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第 19 条の 8 第 2 項に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による特別手当の額は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条及び第 34 条の規定による国土交通省の独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100 分の 10 の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る特別手当（第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第 23 条第 2 項の規定により解任された役員（同条第 1 項の規定により解任された役員を除く。）

二 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 次項において準用する一般職給与法第 19 条の 6 第 1 項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

5 役員の特別手当の支給に係る一時差止の取扱いについては、一般職給与法第 19 条の 6 第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第 1 項及び同項第 2 号、第 3 項第 3 号並びに第 4 項中「期末手当」とあるのは「特別手当」と、同条第 1 項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第 1 項第 2 号中「公務」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の業務」と読み替える。

(端数の処理)

第 11 条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）の定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員退職手当規程（案）

平成 年 月 日

日本高速道路保有・債務返済機構規程 第 号

（総則）

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の役員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

（退職手当の支給対象）

第 2 条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときは、その者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 23 条第 2 項の規定により解任されたとき（同条同項第 1 号の規定により解任されたときを除く。）は、その者に退職手当は支給しない。

2 役員退職手当の支給に係る一時差止、返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 12 条第 1 項及び第 3 項、同法第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに第 12 条の 3 第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「職員」とあるのは「役員」と、第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに第 12 条の 3 第 1 項中「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、第 12 条の 2 第 1 項中「公務」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の業務」と読み替える。

（退職手当の額）

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に、国土交通省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段及び第 6 条第 1 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額（国家公務員（退職手当法第 2 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）として在職した期間にあっては、当該国家公務員として在職した者の国家公務員を退職した日における俸給月額を勘案して理事長が別に定める額）に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

（在職期間の計算）

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数（次項において「端数」という。）を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により

計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第 5 条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した者の取扱い)

第 6 条 役員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続き在職したものとみなす。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、退職手当は支給しない。

4 第 2 項の規定に該当する役員が退職をした場合(前項の規定に該当する退職を除く。)の退職手当の額は、当該退職の日において、引き続いて国家公務員となり、即日に国家公務員として退職をしたものとみなして、第 2 項の規定に該当する役員としての引き続きいた在職期間を退職手当法第 7 条第 1 項に規定する在職期間とみなして同法の関係規定の例により計算した額とする。この場合において、当該退職の日における俸給月額を、当該国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該退職をした者の役員となった日から退職の日までの期間を勘案して理事長が別に定める額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第 7 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職手当の支給)

第 8 条 退職手当は、法令等に基づき、その役員の退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該役員に支給事由が発生した時点において、特段の事情がない限り、次項に規定する暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）を基に、第 3 条を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、第 3 条中「国土交通省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率」とあるのは「第 8 条第 3 項に規定する暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

3 暫定業績勘案率は、「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金にかかる業績勘案率について（平成 17 年 3 月 23 日決定 国土交通省独立行政法人評価委員会）」を準用して算出するものとする。

4 第 2 項の規定による暫定退職金を支給した場合においては、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支払う退職手当の額は、第 2 項の規定により既に支給した暫定退職手当の額との差額を精算した額とする。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、第 1 項の規定により算定された退職手当の概算払いとみなす。

(端数の処理)

第 9 条 この規定の定めるところによる退職手当の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第 10 条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 長期借入金計画（案）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う業務に必要な費用に充てるため、政府保証債及び財投機関債の発行並びに民間金融機関からの借入れを行うものである。

【平成 17 年度計画額】

（単位：百万円）

	政府保証債	財投機関債	民間借入金	合 計
計画額	1,046,818	234,900	57,900	1,339,618
（参考）第 3 四半期 （10～12月）	240,000	30,000	-	270,000
第 4 四半期 （1～3月）	806,818	204,900	57,900	1,069,618

【借入条件】

	政府保証債	財投機関債
償還期間 （償還方法）	<u>7年、10年及び15年</u> （満期一括償還）	<u>原則5年及び10年</u> （満期一括償還）
借入利率	市場実勢に則し決定。 （参考） 前年度実績 1.616%（日本道路公団）	市場実勢に則し決定。 （参考） 前年度実績 1.694%（日本道路公団）

	民間借入金
償還期間 （償還方法）	<u>原則10年以内</u> （原則満期一括償還）
借入利率	借入先との交渉により決定。 （参考） 前年度実績 1.341%（日本道路公団）

日本高速道路保有・債務返済機構債券発行計画（案）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う業務に必要な費用に充てるため、政府保証のない日本高速道路保有・債務返済機構債券を発行するものである。

平成 17 年度発行予定額 2,349 億円

なお、債券の発行回数、条件決定の時期、年限等については、市場環境を踏まえ決定することになる。

（参考）平成 16 年度の道路関係四公団の財投機関債の発行実績

公団の別	発行条件		発行額
日本道路公団	3 年	0.44%	5,300 億円
	5 年	0.71% ~ 0.86%	
	7 年	1.08%	
	10 年	1.57% ~ 1.76%	
	20 年	2.26% ~ 2.44%	
	30 年	2.83% ~ 2.91%	
首都高速道路公団	5 年	0.89%	650 億円
	10 年	1.49% ~ 1.84%	
阪神高速道路公団	10 年	1.79%	450 億円
本州四国連絡橋公団	10 年	1.50% ~ 1.98%	420 億円
	20 年	2.23%	

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構返済計画（案）

【平成17事業年度（平成17年10月～平成18年3月）の返済計画】

（単位：百万円）

区 分	平成17事業年度返済計画額
長期借入金	504,550
社会資本整備事業借入金	38,451
社会資本整備事業政府借入金	19,878
社会資本整備事業地方公共団体借入金	18,573
政府借入金	30,958
資金運用部引受分	30,958
財政融資資金引受分	-
簡易生命保険積立金引受分	-
道路開発資金借入金	48
有料道路整備等資金借入金	-
民間借入金	435,094
道路債券	1,719,350
政府保証国内債	309,300
政府引受債	1,278,850
資金運用部資金引受	223,850
財政融資資金引受	-
簡易生命保険資金引受	1,055,000
政府保証外債	-
縁故債	131,200
財投機関債	-
東京湾横断道路償還金	106,503
計	2,330,403

単位未満切り上げのため、計において一致しないことがある。

(参考)平成17事業年度の債券及び借入金の増減見込み

(単位:百万円)

区分	平成17年9月末 現在の残高見込額	平成17年度 借入・発行予定額	平成17年度 返済(償還)予定額	平成17年度末 借入・発行予定残高
長期借入金	12,712,529	57,900	504,550	12,265,879
社会資本整備事業借入金	519,445	-	38,451	480,994
社会資本整備事業政府借入金	267,007	-	19,878	247,129
社会資本整備事業地方公共団体借入金	252,438	-	18,573	233,866
政府借入金	8,748,102	-	30,958	8,717,145
資金運用部引受分	2,426,961	-	30,958	2,396,004
財政融資資金引受分	5,811,241	-	-	5,811,241
簡易生命保険積立金引受分	509,900	-	-	509,900
道路開発資金借入金	529	-	24	505
有料道路整備等資金借入金	260,000	-	-	260,000
民間借入金	3,184,454	57,900	435,118	2,807,236
道路債券	24,766,179	1,281,718	1,719,350	24,328,547
政府保証国内債	5,584,482	1,046,818	309,300	6,322,000
政府引受債	14,603,051	-	1,278,850	13,324,201
資金運用部資金引受	4,142,116	-	223,850	3,918,266
財政融資資金引受	3,188,270	-	-	3,188,270
簡易生命保険資金引受	7,272,665	-	1,055,000	6,217,665
政府保証外債	375,839	-	-	375,839
縁故債	1,809,708	-	131,200	1,678,508
財投機関債	2,393,100	234,900	-	2,628,000
東京湾横断道路償還金	723,884	-	106,503	617,381
計	38,202,590	1,339,618	2,330,403	37,211,806

平成17年9月末残高に含まれる平成17年8・9月の発行・借入予定は、4公団で計画している見込み額を考慮した額を計上して残高見込みを作成している。(予算満額執行見込残高ではない)

道路開発資金借入金は、国からの借入分の未償還残高に対する計数であり、道路開発振興センターからの借入分は、有利子のため民間借入金に含んでいる。

機構が会社から引受ける新規債務の内訳が未確定なため、年度末残高に新規引受債務を含んでいない。単位未満切り上げのため、計において一致しないことがある。